

船舶事故調査報告書

平成30年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年8月10日 05時20分ごろ
発生場所	宮崎県延岡市延岡港 東海灯台から真方位311°450m付近 (概位 北緯32°35.6′ 東経131°42.7′)
事故の概要	砂利運搬船第八栄進丸は、航行中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年9月26日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	砂利運搬船 第八栄進丸、497トン
船舶番号、船舶所有者等	131061、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	中央部船底外板に破口
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：うねり 波向南東、波高約0.5m、 潮高 約161cm（細島） 日出時刻：05時33分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長ほか5人が乗り組み、石灰砂1,510tを積載し、船長が単独で操船に当たり、機関を前進と中立とを繰り返して使用しながら約5ノットの対地速力で手動操舵により延岡港内を大武1号岸壁に向けて航行中、平成29年8月10日05時20分ごろ船底部に衝撃を感じた。</p> <p>船長は、着岸して船体各部を点検したが、浸水がなく、その後、航海を続け、船体傾斜に気付いて再度船体各部を点検したところ、3番右舷側バラストタンクに浸水を発見し、11日造船所に上架した。</p> <p>本船の喫水は、船首約3.4m、船尾約5.0mであった。</p> <p>船長は、ふだん、延岡港に入港する際、細島の潮高が140cm以上あることを確認していた。</p> <p>船長は、本事故当時、北川の流れを受け、本船が延岡港東側に拡張する浅所に寄せられていたと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、延岡港内の北川河口付近を航行中、船長が、船位の確認を行っていなかったことから、川の流れに圧流されていることに気付かず、同港東側に拡張する浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、日出前の薄明時、本船が、延岡港内の北川河口付近を航行中、船長が、船位の確認を行っていなかったため、川の流れに圧流されていることに気付かず、同港東側に拡張する浅所に乗り揚げたも

	のと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 河口付近を航行する場合は、川の流れに圧流されていないか船位を確認すること。・ 乗揚時の船体点検は、念入りに行うこと。